

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和3年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦、新生児、乳幼児への健康相談及び保健指導等・幼児健診・妊娠届出書受理、母子健康手帳、妊産婦及び乳児健診並びに新生児聴覚検査受診票の交付、妊産婦及び乳児健診並びに新生児聴覚検査
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
保健指導実施テーブル・保健指導予定テーブル・妊産婦健康診査テーブル・乳幼児健康診査テーブル・乳幼児基本台帳テーブル・母子健康手帳テーブル・妊産婦届出テーブル・妊産婦届出受付管理テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49の項 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務(49の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 56-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 番号法第19条第8号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月6日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	健康増進課長 花倉渉淳	健康増進課長 市川彰子	事後	
平成28年8月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年8月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	健康増進課長 市川彰子	健康増進課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項 別表第一 49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第40条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項 別表第一 49の項 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母 子健康包括支援センターの事業の実施に関す る事務(49の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第40条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 56-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第30条 【情報照会】 なし	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 56-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第30条 番号法第19条第7号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 56-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第30条 番号法第19条第7号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 56-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第30条 番号法第19条第8号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 69-2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第38条の3	事後	